ホルムアルデヒド汚染対策のための自主管理規定

平成18年3月1日 日本シーリング材工業会

(目的)

第1条

本規定は、日本シーリング材工業会(以下工業会という)が、化学物質による室内 空気質汚染から居住者の健康への影響を軽減するために、ホルムアルデヒドの発散規 制に対応した安全で健康に配慮した建築用シーリング材(含む、プライマー、着色剤: 以下「製品」という)の供給を目的として定めたものである。

(委員会の設置)

第2条

本規定の実施に際して、工業会に登録審査委員会(以下「委員会」という)を設置する。

委員会は7名以内で構成する。

(申請者の資格)

第3条

登録申請者は、日本シーリング材工業会会則に規定されている正会員のみとする。 なお、正会員以外は、非会員として申請することができる。ただし、非会員は申請者 登録を行うものとする。(様式-1 非会員用、様式-6)

(適用範囲)

第4条

本規程は、会員または非会員が製造販売、輸入する製品に適用される。ただし、他団体の

F☆☆☆☆との併記はできない。

(品質適合宣言)

第5条

本規程は、ユリア/メラミン/フェノール/レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒド系防腐剤等のホルムアルデヒドを発散する原材料を使用していない製品で、登録製品品質管理チェック表(様式7)の要件を満たすもの(以下「ノンホルムアルデヒド製品」という)について、工業会として登録し、申請者が適正な表示によってノンホルムアルデヒド製品である旨を宣言するものである。

(製品の種類)

第6条

登録の申請を受け付ける製品の種類は、次のものとする。

シリコーン
ポリイソブチレン
変成シリコーン
ポリサルファイド
アクリルウレタン
ポリウレタン
変成ポリサルファイド
アクリル樹脂

ブチルゴム
油性コーキング
ニトリルゴム (NBR)
テレケリックポリアクリレート
プライマー
着色剤

上記以外の種類について申請があった場合には、委員会で検討し判断する。

(申請手続き)

第7条1

登録申請を受け付ける対象製品はノンホルムアルデヒド製品のみとする。

登録申請者は、次の書類を委員会に提出しなければならない。

(1) 製品名、申請会社名、連絡先および誓約文を記入したもの (様式-1)

(2)製品リスト (様式-2)

(3)登録製品品質管理チェック表 (様式-7)

(更新申請手続き)

第7条2

(更新) 登録申請者は次の書類を委員会に提出しなければならない。

- (4) 製品名、申請会社名、連絡先および誓約文を記入したもの(様式-8)
- (5) 製品リスト (様式-9)

また、登録申請者は上記以外に参考となる資料を添付することができる。

(申請件数の適用範囲)

第8条

異なる製品名については個々一件の扱いとする。ただし、申請製品名のうち容量、組成の大幅な変更のない季節仕様、色、および包装形態の違いは一件の申請でよい。

(OEM供給製品およびOEM調達製品の申請)

第9条-1

OEM 供給している正会員は、供給先が正会員、非会員を問わず、供給先に代わり、その製品の申請ができるものとする。ただし、OEM 先が非会員であって、かつその非会員が、本文規定第6条の製品種類を製造販売している場合に限り、申請者が正会員であっても、申請製品は非会員扱いの申請とする。

第9条-2

OEM供給製品およびOEM調達製品は、いずれも実際に販売される製品名のままで 申請を

行う。この場合、実際に販売される製品名ではないOEM供給元の製品名、OEM調達元の製品名を申請書に記載する必要はない。

(登録申請と審査期日)

第10条

審査期日は原則として、年3回(6月、10月、2月)とし、申請は審査月の前月末 日までに行うものとする。

ただし、初年度の平成18年度のみは5月、7月、11月、3月の4回実施する。

(審査)

第11条-1

委員会は申請書類を審査し、登録番号(6桁表示:会社コード3桁、各社別追い番3桁)を決定したのち、登録管理を行うとともに、すみやかに会社名、製品名、登録番号を記載した登録確認書を発行する。(様式3)

なお、審査にあたって委員会が必要と認めたときは、下記の書類提出を要求することが できる。

- (1) 当該製品のカタログ、技術資料またはこれに準ずるもの
- (2) 当該製品の製品安全データシート (MSDS)
- (3) 当該製品の測定データ 等

第11条-2

登録確認書以外に別途申請者からの希望がある場合、個別製品ごとの登録認定書を有料にて発行する。(様式11)

(登録品の有効期間)

第 12 条

登録された製品の有効期間は、登録日から起算して3年を経過した年の8月末日まで の期間とする。

期間終了後、継続を希望する場合には、登録日から起算して3年を経過した年の8月末日までに更新の手続きをとる。

(登録品の表示)

第13条-1

委員会によって登録番号を得た後、登録品は、 JSIA(登録番号) $F \diamondsuit \diamondsuit \diamondsuit \diamondsuit \diamondsuit$ を表示できる。表示は原則として印刷、シール等により製品に行うものとし、MSDS、製品カタログには様式-4に示した事項を記載する。MSDSには必ず登録番号を表示する。

第13条-2

登録品の有効期間が切れた製品の表示は、6ヶ月までとする。違反した場合は、第21条を適用する。

(責任)

第14条

製品登録を受けた申請者は、表示が誤認を生ずるおそれのないように注意し、故意・ 過失の有無にかかわらず、表示から生ずる一切の責任を日本シーリング材工業会は負 わないものとする。

(登録製品の公開)

第 15 条

登録製品は、工業会会員のみの JSIA 登録番号、製品の種類、製品名をホームページで公開する。

(登録の抹消)

第 16 条

顧客からの苦情等により第5条に適合していないことが判明した場合には、所定の手続きを経て、委員会は登録の抹消を行うと共に、この旨を公表する等の措置をとることができる。

(市販登録製品の検査)

第17条

登録製品に関して問題の発生が予想される等、委員会が検査を行う必要があると認めた場合には、市販されている当該登録製品を入手し、第三者機関(外部測定機関)にて工業会で定めた小形チャンバー法(JSIA-002:2006)による放散試験を行う事ができる。この際かかった費用は結果の如何を問わずすべて登録申請者の負担とする。

(費用)

第 18 条

会員、非会員とも、登録申請費用は、一件当たり5,000円とし、更新の費用は一件当たり1,000円とする。

登録認定書は、会員、非会員とも1件当たり1,000円とする。

ただし、非会員については登録参加費として、別途3ヵ年分、30万円を徴収する。

(秘密保持義務)

第19条

委員会の委員およびこれに係わる工業会の職員は、本規定に基づく登録業務に関して 知り得た情報を漏らし、または自己の利益のために使用してはならない。

(規定の見直し)

第 20 条

本規定は必要に応じて見直すことができる。その際、工業会理事会の承認を得る。

(罰則の規定)

第 21 条

本規定に違反した場合は、工業会ホームページなどに公表、登録商品の回収、登録番号の抹消、罰金50万円の勧告を協議の上科すこととする。

(規定の施行)

第 22 条

この規定は平成26年10月1日より施行する。

平成 21 年 7月 2 日改訂 (第 6 条製品種類の追加) 平成 22 年 9 月 16 日改訂(第 3 条、第 9 条改訂) 平成 25 年 9 月 25 日改訂(第 21 条追加、第 22 条改訂) 平成 26 年 9 月 25 日改訂(第 13 条 2 項を追加、第 21 条 改訂)